

監事監査報告書

令和6年5月9日

学校法人 渡辺学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 渡辺学園

監事 長田 紀久子

監事 奥山 弘幸

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び渡辺学園寄附行為第11条の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人渡辺学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会及び評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人が設置する学校等の業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人（SK東京監査法人）及び内部監査室と連携を図り、監査結果の検討を行いました。

2. 監査の結果

- （1）本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、また法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実もないものと認めます。
- （2）計算書類等は会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上